

[税額控除割合]

誤	[税額控除割合]		
	区分	税額控除割合（小数点以下 3 位未満の端数切捨て）	
		合算試験研究費割合が 10%以下の場合	合算試験研究費割合が 10%を超える場合
イ	合算増減試験研究費割合が 9.4%超（ハに該当する場合を除く）	$12\% + (\text{合算増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限 17%)	左記の割合 + 左記の割合 × 控除割増率 (上限 17%) 控除割増率 = $(\text{合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%)
ロ	合算増減試験研究費割合が 9.4%以下（ハに該当する場合を除く）	12%	$12\% + 12\% \times \text{控除割増率}$ (上限 17%) 控除割増率 = $(\text{合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%)
ハ	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額が 0 である場合	<u>12%</u>	

  

正	[税額控除割合]		
	区分	税額控除割合（小数点以下 3 位未満の端数切捨て）	
		合算試験研究費割合が 10%以下の場合	合算試験研究費割合が 10%を超える場合
イ	合算増減試験研究費割合が 9.4%超（ハに該当する場合を除く）	$12\% + (\text{合算増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限 17%)	左記の割合 + 左記の割合 × 控除割増率 (上限 17%) 控除割増率 = $(\text{合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%)
ロ	合算増減試験研究費割合が 9.4%以下（ハに該当する場合を除く）	12%	<u><math>12\% + 12\% \times \text{控除割増率}</math></u> (上限 17%) <u>控除割増率 = <math>(\text{合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5</math></u> (上限 10%)
ハ	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額が 0 である場合	<u>12%</u>	<u>(上限 10%)</u>